

石綿調査業務委託仕様書（案）

- 1 件名 石綿調査業務委託
- 2 履行場所 静岡県賀茂郡河津町峰 498-1
- 3 履行期間 契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

4 業務の目的

本業務委託は、当該敷地に現存する各施設において、アスベスト含有の疑いがある建材（外壁仕上塗材、シーリング材、アスファルト防水材、保温材、パッキン等）及び蛍光灯安定器について、事前調査、採取、分析調査を行うことを目的とする。

5 施設概要

【建物1・本館】

- (1) 面積 1,230.33 m²
- (2) 建築年度 平成7年
- (3) 構造等 鉄筋コンクリート造

【建物2・スパ館】

- (1) 面積 223.57 m²
- (2) 建築年度 不明
- (3) 構造等 木造

6 業務内容

(1) 事前調査方法

含有の疑いがある建材の調査を行い、検体採取箇所を確定する。調査は一次スクリーニングとして図面等を使用した書面調査を行い、施設を直接調査する二次スクリーニングとして、現地において目視調査を実施する。なお、調査には「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有したものを2名以上配置することとし、資格者の責任において、報告書を作成すること。

(2) 検体採取

検体を現場にて採取し、アスベストの含有を分析調査する。採取にあたっては下記の項目に留意すること。

- ア 検体の採取にあたっては、採取実施者を明らかにし、資格情報と共に記録に残すこと。
- イ 検体採取に使用する装置や器具、容器の洗浄、調整、準備、取扱い及び保管にあたっては、汚染の防止に万全を期すこと。
- ウ 検体の採取に際し、採取場所及び現状を確認し、分析結果と共に報告書にまとめること。
- エ 現場の状況が分かるように写真を撮ること。

(3) 現状復旧

検体の採取に既存施設の破壊が必要な場合は、事前に破壊場所、範囲、復旧方法を明示した調査計画書を作成すると共に、請求課担当者との協議、了承を得た上で受託者の責任において行う。現状復旧（採取箇所が脱落せず安全な方法での簡易補修でも可）を原則とし、採取の際に床等を汚した場合には清掃を行うこと。アスファルト防水採取後の補修については、現状の防水機能を阻害しないよう留意し、漏水の恐れのないよう復旧を行うこと。なお、調査計画書の書式は任意とする。

(4) 分析方法

ア アスベスト含有分析調査

- (ア) 定性分析調査については JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2「建材製品中のアスベスト含有率測定方法 - 第 1 部、又は - 第 2 部」（平成 26 年 3 月 28 日制定）により、定性分析調査を行うものとする。
- (イ) 定性分析調査の結果、アスベストの含有が確認された場合など、監督員が必要と判断した場合は、JIS - A 1481-3「建材製品中のアスベスト含有率測定法 - 第 3 部」（平成 26 年 3 月 28 日制定）、JIS - A 1481-4「建材製品中のアスベスト含有率測定法 - 第 4 部」（平成 28 年 3 月 22 日制定）又は JIS - A 1481-5「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 5 部」（令和 3 年 8 月 20 日制定）により、定量分析調査を行うものとする。
- (ウ) 分析対象アスベストは、クリソタイル（白石綿、温石綿）、アモサイト（茶石綿、褐石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト石綿、トレモライト石綿及びアクチノライト石綿の計 6 種類とする。
- (エ) 複層仕上げの場合は、どの層からアスベストが含有されたかがわかるようにすること。
- (オ) ダクト接続部のパッキンやダクトを覆う保温材、配管曲がり部分の練り付け材（保温材）も採取の箇所を明確にし、分析を行うこと。

イ 分析調査にあたっては、類似物等の存在を考慮し、適正な分析を行い、誤測定のないよう留意の上、業務を遂行すること。

ウ 分析終了後、速報値を報告すること。

(5) 有資格者の配置

調査にあたっては、「石綿作業主任者」、「建築物石綿含有建材調査者」等の資格を有したものを2名以上含むこと。

7 成果品について

(1) 調査報告書

ア A4判とし、2部提出する。様式は任意とするが、委託者と協議し決定すること。

イ 記載事項は、「1.施設名、2.採取日時、3.採取内容、4.試料採取条件、5.分析条件、6.判定基準値、7.分析結果、8.採取箇所写真」とし、施設ごとに整理すること。

ウ 電子データで作成した調査報告書については、電子媒体にて1部提出すること。

エ 委託者に各種データを提出する場合は、必ずコンピュータウイルス対策のためのソフトウェア等で、コンピュータがウイルスに感染していないことを確認すること。

(2) 提出期限

履行期限までに提出すること。

8 その他

(1) 想定採取検体数は、石綿含有調査70検体とするが、採取検体数の決定は事前調査結果を考慮し、監督員と協議の上決定とする。

(2) 検体の採取検体材、採取場所については、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。

(3) 受託者は、作成する資料並びに、区が貸与した関係書類を第三者に漏らしてはならない。

(4) 受託者は、本仕様書に定めのない事項、または仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ解決すること。

(5) この仕様書の解釈について疑義を生じたとき、またはこの仕様書に定めのない事項については、監督員と協議のうえ解決するものとする。